

危機管理マニュアル

枚方市立第二中学校

- ・平成 29 年5月1日 発行
- ・平成 30 年5月1日 改訂
- ・平成 31 年5月1日 改訂
- ・令和2年5月1日 改訂
- ・令和3年5月1日 改訂
- ・令和4年5月1日 改訂

- ・令和 5 年 5 月 2 日 改訂
- ・令和 6 年 4 月 25 日 改訂
- ・令和 6 年 5 月 30 日 改訂
- ・令和 7 年 5 月 8 日 改訂

1 マニュアルの基本事項

1, はじめに

本マニュアルは学校保健安全法に基づき策定し、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(文部科学省)を参考に作成しています。学校において、児童生徒等の安全の確保を図ることを目的とし本マニュアルを運用します。なお、学校安全計画や消防計画なども本マニュアルに含むこととします。

2, 基本方針

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全 教職員が共通に理解するために作成するものです。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要です。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要です。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな事象事例や安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に評価・改善を行います。

3, マニュアルの運用方法

●本マニュアルは下記3段階において、その対応を定めます。

- ① 事前の危機管理(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)
- ② 個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- ③ 事後の危機管理(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

●本マニュアルは、教職員所持のほか、職員室・保健室に保管することとします。

●本マニュアルは、毎年5月にその内容を見直すこととします。

2 事前の危機管理

1, 体制整備

- 校内体制・・・個別危機管理マニュアルの通り。
- 地域コミュニティ、PTA への協力依頼・・・管理職による。
- 保護者への緊急時の連絡・・・管理職による全体連絡。必要に応じ、担任による個別連絡。

2, 点検

- 教職員・PTA・地域コミュニティ協力のもと、日常的に点検を行う。

施設・設備の点検例

防犯の視点	交通安全の視点	防災の視点	校内事故防止の視点
☐ 不審者侵入防止用の設備	☐ 歩道や路側帯の整備状態	☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止	☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
☐ 警報装置、監視システム、通報機器等の作動	☐ 車との側方間隔	☐ 書棚・家具等の壁・床への固定	☐ 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化
☐ 避難経路の複数確保	☐ 車の走行スピード	☐ 警報装置や情報機器等の作動	☐ 窓・バルコニーの手すりなどの点検
☐ 出入口の施錠状態	☐ 右左折車両のある交差点	☐ 避難経路・避難場所	☐ エレベーター・防火シャッターなどの点検
☐ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）	☐ 見通しの悪い交差点	☐ 通学路にある災害発生条件（土砂災害、洪水など）	
	☐ 沿道施設の出入口	☐ 遊具等の劣化	
	☐ 渋滞車両・駐車車両の存在		

3, 訓練・安全教育

- 毎年、避難訓練を実施する。
- 地震、火災、不審者の3つについて避難訓練を実施する。
- 避難訓練実施時に関連付けて安全教育を実施する。

4, 研修

- 毎年、教職員を対象とした校内研修を実施する。
- 内容は「食物アレルギー・アナフィラキシー」と「AED」の2つとする。
- インターネットの利用について、教職員・生徒・保護者を対象に研修を実施する。

3 発生時の危機管理

4 事後の危機管理 …… 次ページ以降参照。

学校安全計画

①生活安全 ②交通安全 ③災害安全

月	重点目標	安全教育関係行事	安全教育
4	安全で過ごせるように心がけよう	①学校施設・設備の点検 ②春の交通安全運動 ①エピペン研修会	校区パトロール 交通安全指導 学校生活についての指導 理科薬品の点検
5	応急手当について学ぼう	①学校施設・設備の点検	校区パトロール 応急手当 理科薬品の点検
6	自分の身は自分で守る	①学校施設・設備の点検 ③避難訓練 ①AED実技講習会 ①プール清掃・点検	校区パトロール 火災が起きたときの安全指導 理科薬品の点検
7	事故から身を守ろう	①熱中症対策講習会 ①学校施設・設備の点検 ①犯罪・被害への防止指導	校区パトロール 理科薬品の点検
8	体調管理に努めよう	①学校施設・設備の点検 ①不審者対応研修	校区パトロール 理科薬品の点検
9	災害から身を守ろう	①学校施設・設備の点検 ①備品の点検整理 ②秋の交通安全運動 ③避難訓練	校区パトロール 理科薬品の点検 交通安全指導 地震等自然災害への安全指導
10	防災について考える	①学校施設・設備の点検 ①理科薬品事故の緊急対応訓練	校区パトロール 理科薬品の点検
11	安全な施設・設備の使い方	①学校施設・設備の点検 ③避難訓練	校区パトロール 理科薬品点検 不審者対応訓練
12	体調管理に努めよう	①学校施設・設備の点検	校区パトロール 理科薬品の点検
1	危険箇所の確認	①学校施設・設備の点検	校区パトロール 理科薬品の点検
2	体調管理に努めよう	①学校施設・設備の点検	校区パトロール 理科薬品の点検
3	1年間を振り返ろう	①学校施設・設備の点検	校区パトロール 理科薬品の点検

(2025年度・配備体制人員)

1号配備及び2号配備「2名」……………管理職(乾校長・羽山教頭)

3号配備……………「9名」(管理職含む) 中野・原田・久保・生田・東野・堀

台風の接近や地震発生等による非常変災時の措置について**1. 枚方市に特別警報が発表された場合****午前 7 時発表中**

◎臨時休校。

登校後に発表された場合

◎状況が判断できるまで、原則として学校待機。

2. 枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合**午前7時までに解除**

◎通常通り授業を行います。

午前7時現在

◎発表中の場合、登校しないで自宅待機。

午前9時現在

◎上記いずれか一つでも発表中の場合、引き続き自宅待機。

◎解除されたとき、10 時 30 分までに登校、第 3 校時より授業(※昼食必要 給食あり)

午前 10 時現在

◎上記いずれか一つでも発表中の場合、引き続き自宅待機。(午後の授業のない日は臨時休校)

◎解除されたとき、11 時 30 分までに登校、第 4 校時より授業。(※昼食必要 給食あり)

正午現在

◎上記いずれか一つでも発表中の場合、臨時休校。

◎解除されたとき、13 時 10 分までに登校、第 5 校時より授業。

(※昼食は家庭でとってきてください。給食はありません。)

登校後に発表された場合

◎原則学校に待機します。雨量等の状況をふまえ、また通学路等の状況を確認したのち、複数生徒での下校を行います。下校開始時刻等はまなびポケットでお知らせします。

土砂災害警戒情報や避難指示が発表・発令された場合は、対象となる地区及びその近隣に居住する生徒について、あらかじめ下校または学校待機を保護者と確認し、確認した方法で対応します。

3. 大きな地震が発生したとき

枚方市で震度 5 弱以上の地震が観測された時は臨時休校。

※前日の下校後から当日の登校までの間に発生した場合は、当日を臨時休校とします。

※土・日・祝日およびその前日に発生した場合は、休業日明けを原則臨時休校とします。

※登校中に大きな地震が発生した場合、安全な場所(公園や近くの学校の校庭など)へ一時的に避難し、揺れがおさまってから、原則登校。ただし通学路の状況を見て、危険だと判断し、かつ現在地が学校よりも自宅の方が近い場合は引き返して、自宅待機。

※登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、揺れがおさまってからグラウンドに避難し、学校施設や通学路の安全を確認したのち、状況に応じて引き取り下校、または教師引率のもと複数生徒による下校を行います。

4. 上記以外の対応となる場合

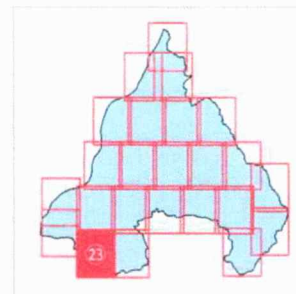
・まなびポケットや学校ブログなどを通してお知らせします。

お電話でのお問い合わせは、関係機関との緊急連絡に支障が生じる可能性があるため、お控えいただきますようお願いいたします。

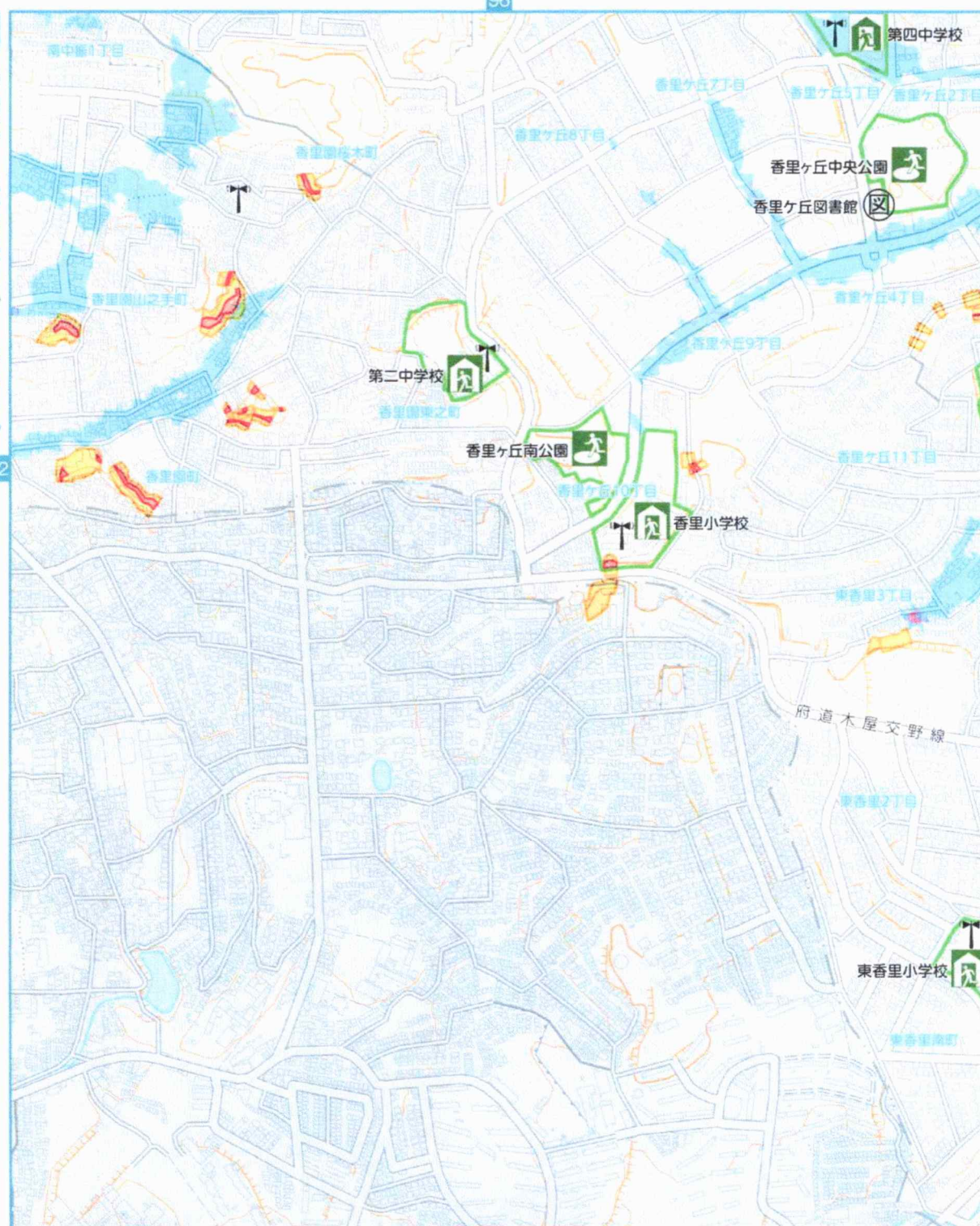
0 100 200 300m 1/10,000

【内水浸水深】 0.5m未満 0.5m~1m未満 1m以上

 第1次避難所
  第2次避難所
  広域避難場所
  一時避難場所
  地域災害拠点病院
  (+) 特定診療災害医療センター
  校方市災害医療センター
  拠点応急救護所
  災害医療協力病院
  初期救命医療機関



92



【地圖凡例】 警察署・交番 消防署・消防出張所 水防組合 備蓄倉庫

防災計画と避難経路図

○防災計画

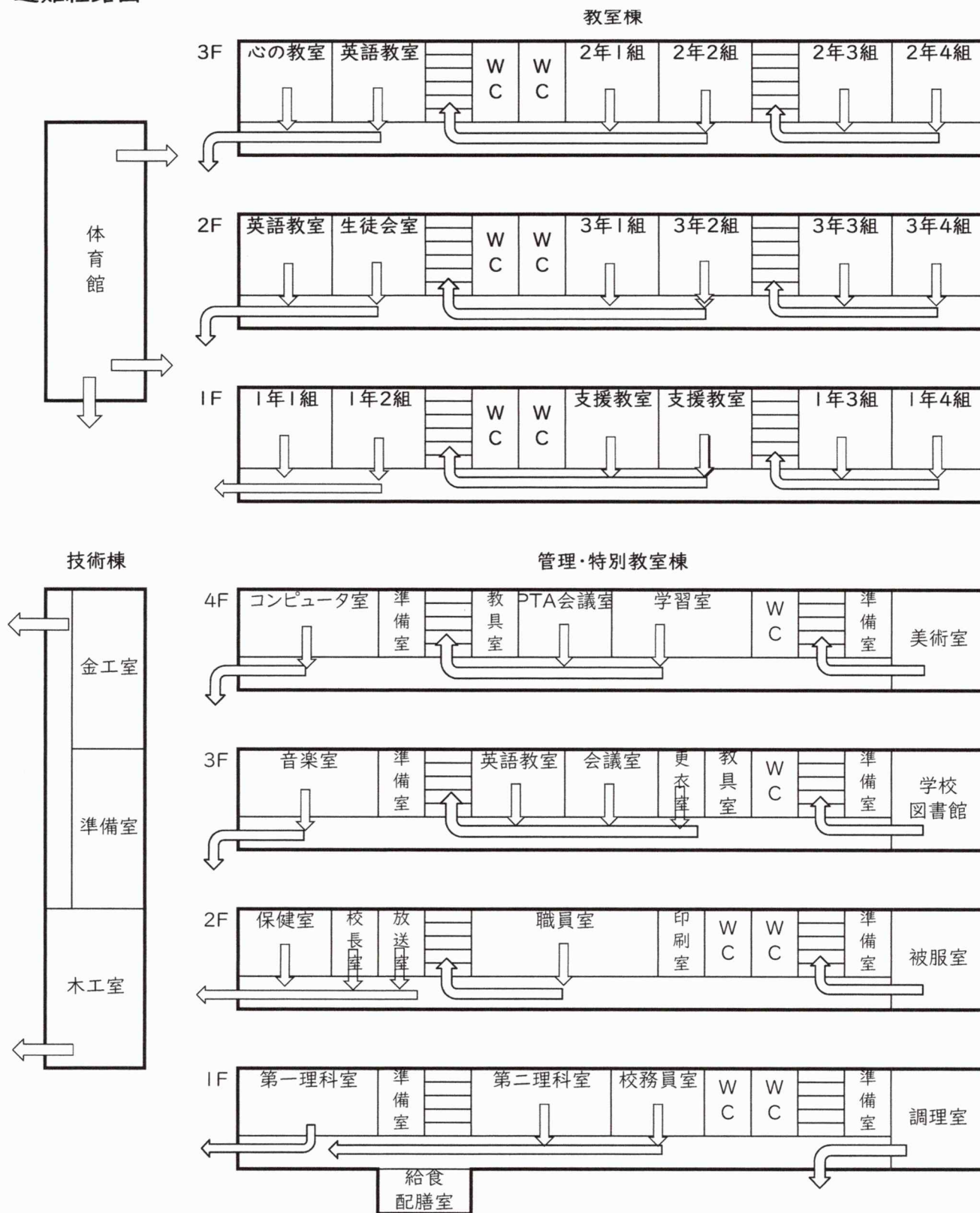
- (1) 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者をおきその下に火元責任者その他の責任者をおく。
- (2) 消防用具設備、避難設備、その他の火気使用施設について、適正管理と機能保持のため点検検査を行う。
- ・建物の点検……………建物の防火的な位置、構造、使用状況、防火シャッター等の管理及び検査
 - ・火気使用施設、設備の点検…給湯器、炊事器具、暖房用具等の火気使用箇所の管理及び点検
 - ・危険物施設の点検……………危険物の安全管理
 - ・消防用施設の点検……………消火器等の機能及び障害物の管理点検
 - ・避難施設の点検……………避難階段、非常口等の整備
- (3) 火災その他事故発生時には、その被害を最小限にとどめるため、消防隊長を最高責任者として、その下に隊員をおく。隊員は消防隊長の命により適切な行動をとる。
- (4) 非常事態発生時は、人命の救助を第一の目的とし、授業時は教科担任が生徒を避難させる。災害発生時に備えて、避難経路を生徒に熟知させるとともに家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた防災教育・防災訓練を実施し常にその見直しと改善を図る。
- (5) 各係は常に自分の分担を熟知し、生徒避難後、速やかに作業を開始する。
- (6) 火災、風水害、地震等有事に際し、被害を最小限にとどめるため避難訓練を年2回以上実施し、生徒が自己及び他人の生命の安全を図るため、沈着冷静な態度がとれるように訓練する。

自 衛 消 防 組 織

本 部
消 防 責 任 者
校 長
副 責 任 者
教 頭

通報連絡班：火災の通報と消防隊の誘導・本部の他の班との連絡 (火災発生時職員室内の教職員)
初期消火班：消火器、消火栓等により初期消火にあたる (火災発生時の火元同フロアの従事教職員)
避難誘導班：避難者の誘導と人員確認 (火災発生時の各クラス授業者)
救護班：建物内部の人命検索と救助及び負傷者の手当 (1学年副担任)
工作班：防火シャッター封鎖または開放、電気の切断と危害防止 (2学年副担任)
搬出班：非常時搬出物の搬出 (3学年副担任)

避難経路図



【避難用備蓄品配置場所】

- ① プール下・最奥の階段付近 (毛布等、大きめの備品、多数)
- ② 体育館下倉庫・最南の扉 (①の備品一部)
- ③ 校長室 (その他、小さめの備品)

消 防 計 画

1. この計画書は、消防法第8条第1項に基づき、枚方市立第二中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。

2. 適用範囲

この計画は、枚方市立第二中学校に勤務し出入りし、又は勉学している生徒、全ての者に適用するものとする。

3. 防火管理者の権限及び業務

防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更。
- (2) 消火・通報、避難及び避難誘導の訓練の実施。
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督。
- (4) 消防用設備等の点検設備の実施及び監督。
- (5) 火気の使用又は取り扱いに関する指揮監督。
- (6) 収容人員の管理。
- (7) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務。

4. 消防機関への報告、連絡

防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き。
- (3) 消防用設備の点検結果の報告。
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請。
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他、法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項。

5. 予防管理組織

火災の予防の徹底を期するため、防火管理者の下に防火担当責任者をおき、その任務は予防管理組織表に定める。

6. 火災予防上の遵守事項

火災予防のための全ての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (3) 廊下、階段通路出入り口等その他避難のために使用する施設には避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- (4) 建物内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

7. 建築物の自主検査

防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について次により検査を実施するものとする。

8. 点検検査結果の記録と報告

点検検査を実施した点検資格者及び点検検査員は、その結果を別記の消防用設備等維持点検記録簿に記録するとともに、消防用設備等の点検結果を3年に1回消防署長に報告するものとする。

9. 自衛消防の組織と任務分担

枚方市立第二中学校の自衛消防組織として、自衛消防隊を編成する。

10. 震災予防措置

地震時の災害の発生を予防するため前6、7に定める事と合わせて次のことを行うものとする。

- (1) 工作物、物品の落下、倒壊の防止措置を図る。
- (2) 避難上障害となる物品を置かない。
- (3) 火気使用器具の転倒落下防止及び地震等による作動する安全装置の点検。
- (4) 危険物品の転倒落下防止措置。

11. 防災教育の実施

防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 教職員全員に消防計画の周知徹底及び任務、その他火災予防上必要な事項の教育は年1回実施するものとする。
- (2) 新任、転任者に対する教育は4月に行うものとする。
- (3) 教職員は、防災に関する教育を進んで受け、防災管理の万全を期するよう努めなければならない。
- (4) 生徒に防災教育を積極的に行う。

12. 訓練

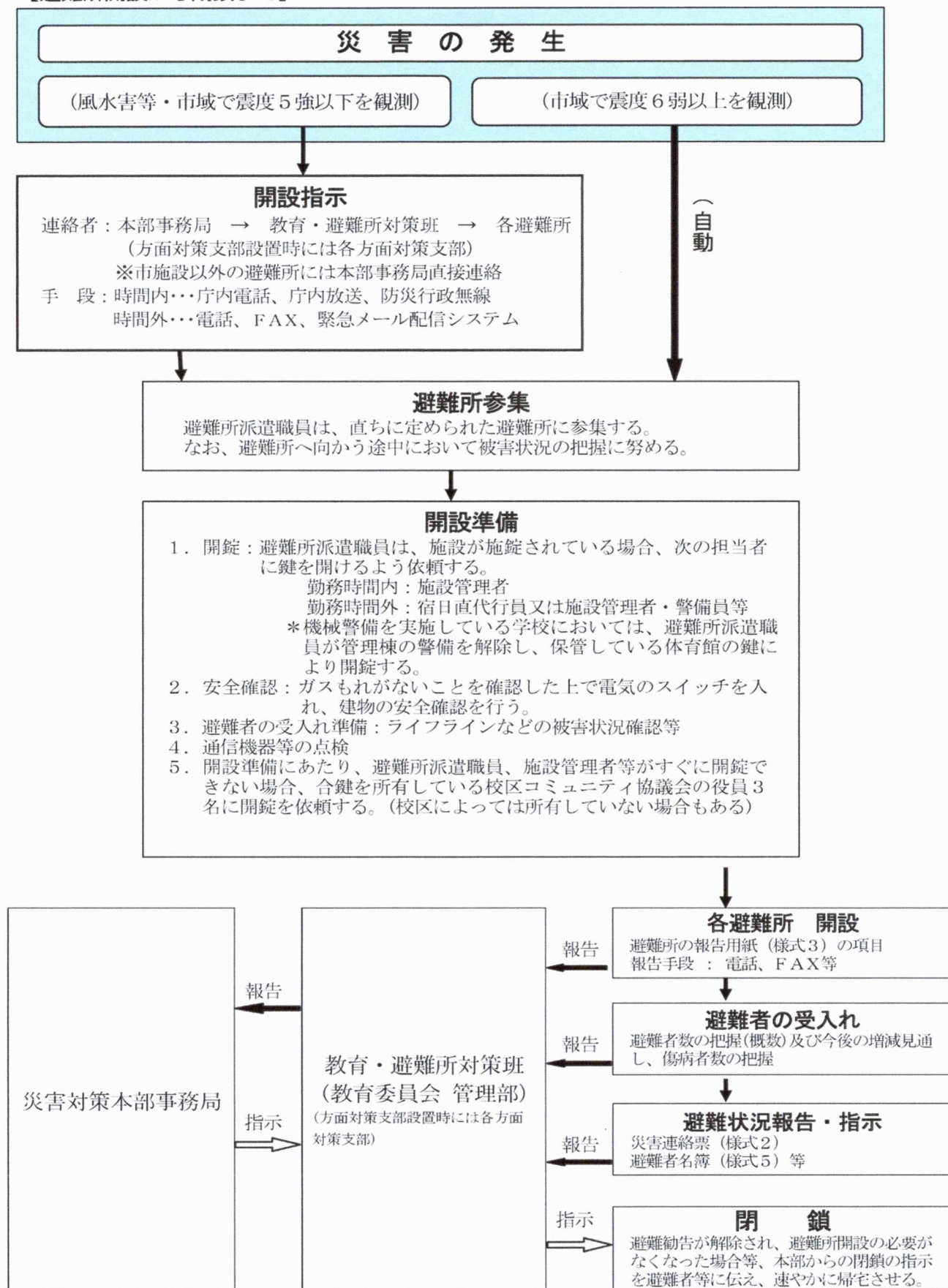
防火管理者は次により訓練を行うものとする。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練は年1回以上行うものとする。
- (2) 訓練を実施する場合は、消防訓練実施通知書により事前に消防署に通知するものとする。
- (3) 訓練後は速やかに、消防訓練結果報告書を消防署に提出するものとする。

火気取締責任者（令和7年度）

場 所	担当	場所	担当
校長室	乾	被服室	永井
職員室	羽山	被服準備室	永井
保健室	福本	音楽室	宮城
女子更衣室	福本	音楽準備室	宮城
第1理科室	田村	PTA室	羽山
第2理科室	田村	コンピュータ室	永井
理科準備室	田村	コンピュータ準備室	永井
調理室	永井	支援教室	東野
調理準備室	永井	会議室	羽山
教具室	中野	心の教室	羽山
学校図書館	山口	1年1組	原田
図書準備室	山口	1年2組	寒川
美術室	村上	1年3組	宮城
美術準備室	村上	1年4組	染川
通級教室・学習室	堀	2年1組	柴谷
生徒会室	寒川	2年2組	永井
少人数教室A	藤元	2年3組	山田
少人数教室B	三浦	2年4組	眞山
少人数教室C	青木	3年1組	藤元
木工室	永井	3年2組	山口
金工室	永井	3年3組	脇本
技術準備室	永井	3年4組	三浦
プール・下倉庫	生田	施設管理人室	平井・中山
体育倉庫	生田	夜間・休日火元責任者	平井・中山
体育館	蛸原	校務員室	上野
体育館下倉庫	蛸原	農具倉庫	上野
放送室	束村	男子更衣室	中野

【避難所開設から閉鎖まで】



地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。

②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。

③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

地震発生時の心得 10ヶ条



1 まず、わが身の安全を図れ！！

○揺れたら、座布団・まくらなどを頭にかぶり、丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。



2 おさまれば、すばやく火元の始末

○揺れがおさまったら、使用中のガス器具やストーブなどは、すばやく火を消し、ガスの元栓を締め、コンセントは抜く。

3 戸を開けて、すばやく出口の確保

○玄関や窓などの扉を開けて、出口を確保する。

4 火が出たら、協力してまず消火

○万一、出火したら、ボヤのうちに消火バケツ・消火器などで消し止める。
○大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火につとめる。



5 あわてて外に飛びだすな！！

○大揺れは、長くて1分程度でおさまるので、周囲をよく確認して、あわてず落ち着いて行動する。

6 狭い路地・塀ぎわ・がけや川べりに近寄るな

○せまい路地や塀ぎわは、かわらや看板などが落ちてきたり、ブロック塀が倒れてくるおそれがあるので、近づかない。

○がけや川べりは、崩れやすくなっているので、近づかない。



7 津波・山崩れ、がけ崩れに注意！！

○海で地震を感じたら、海岸をはなれすばやく高台に避難する。
○津波警報や注意報が解除になるまで、海岸には近づかない。
○山ぎわの急傾斜にいたときは、すばやくその場から避難する。



8 避難は徒歩で持ち物は最小限に

○必ず徒歩で避難する。○携帯品は必要品だけにして、背負えるようにする。
○乳幼児・お年寄り・障がいのある方などの避難の手伝いをする。

9 みんなで協力しあって応急手当

○軽いケガなどの処置は、みんなで協力し合って応急手当を行う。

10 正しい情報の入手を

○テレビやラジオの報道に注意して、デマにまどわされない。
○役所・消防・警察などの広報や指示にしたがって、冷静に行動する。



★ 対処の仕方については、様々な状況により異なる場合があります。
冷静に状況を判断し、まずは自分自身の安全確保を最優先に考えて行動しましょう。

その他の「知っ得情報」

【家の中での地震対策】

- 棚類や家具類は固定金具などで固定する
- 家具や窓等のガラス部分には飛散防止フィルムなどを貼る
- ガラスの飛散に備えて、スリッパを常備する
- 物を収納するときは、重い物を下にする
- テレビやガラスケースなどは高いところに懸せない
- 照明器具などぶら下げている物にはチェーン等をつける
- 家具やエアコンなどの配置と寝る位置の工夫(落下・転倒に備えて)

災害時には、『災害用伝言ダイヤル(1711)』や『災害用伝言板サービス』の利用が有効です。安否情報等を伝言蓄積装置に録音し、伝えたい相手にその内容を再生して安否等の確認ができます。いざという時のために、あらかじめ家族や親戚、友人等連絡を取りたい人と事前に確認しておきましょう。

不審者対応マニュアル

(1) 校舎内までの対応

- ・正門・東門それぞれを防犯カメラで監視する。
- ・案内板を設置し、職員室まで来校者を誘導する。
- ・職員室で来校者の受付をする。

(2) 不審者発見時の対応

① 該当教室・その場に居合わせた教員

- ・生徒を近くの教室または職員室へ避難させる。その際できるだけ不審者を刺激しないようにする。
- ・不審者が危害を加えようとしたときは、椅子やほうきなどで防御する。
- ・近くにいる教員（生徒）に職員室に応援の要請を頼む。

② 該当教室・現場近くの教員

- ・近くの生徒をグラウンドに避難させる。避難させることが危険と判断されるときは、教室で待機させる。
- ・教員は、生徒の安全を確保した後、職員室へ連絡を確認する。現場へ駆けつける。

(3) 職員室で連絡を受けた後の対応

① 校長（不在の時は、教頭または生徒指導主事）

- 警察へ通報するとともに負傷者の有無を確認し、必要に応じて救急車の手配をする。

② 教頭（不在の時は校長）

- ・授業中………教室を施錠するよう放送で指示する。
- ・休み時間・放課後……グラウンドに生徒がいる場合放送で指示するとともに教員が駆けつけ、避難場所を指示する。

③ 教員・事務職員

- ・さすまた、箒、消火器、生徒用椅子等、防御に有効なものを持って現場に駆けつける。

④ 養護教諭・校務員

- ・負傷者がいる場合、応急手当を行う。

(4) 放送で連絡を受けた後の対応

【教員】

- ・授業中……教室を施錠し、生徒の安全確認を行い現場に駆けつける。
体育の授業中には、生徒をグラウンドに待機させる。
- ・休み時間中……直ちに現場に駆けつける。
さすまた、ほうき、消火器等、防御に有効なものを持って現場に駆けつける。

(5) 現場での対応

【教員】

- ・教頭（不在時は校長）または、生徒指導主事の指示で行動する。
- ・警察官が来るまで、生徒の安全確保を最優先に行動し、無理な行動はしない。

(6) 不審者確保後の対応

【教員】

- ・職員室に戻り、状況を連絡する。安全が確保できていればグラウンドに生徒を集合させる。
- ・放送は、連絡に戻った教員が行う。

(7) 不審者が警察に連行された後

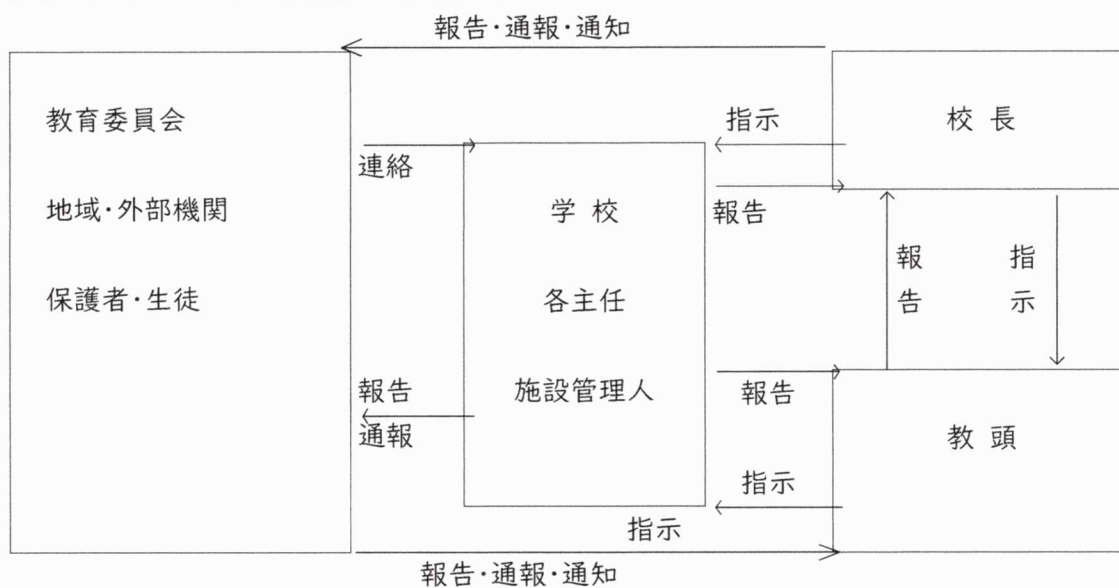
【教員】

- ・生徒をグラウンドに集合させ、担任は点呼、生徒の負傷等の有無を確認し、教頭に報告する。
- ・放課後で校内での所在が確認できない生徒は、家庭に連絡をして確認する。

◎生徒への重点注意事項

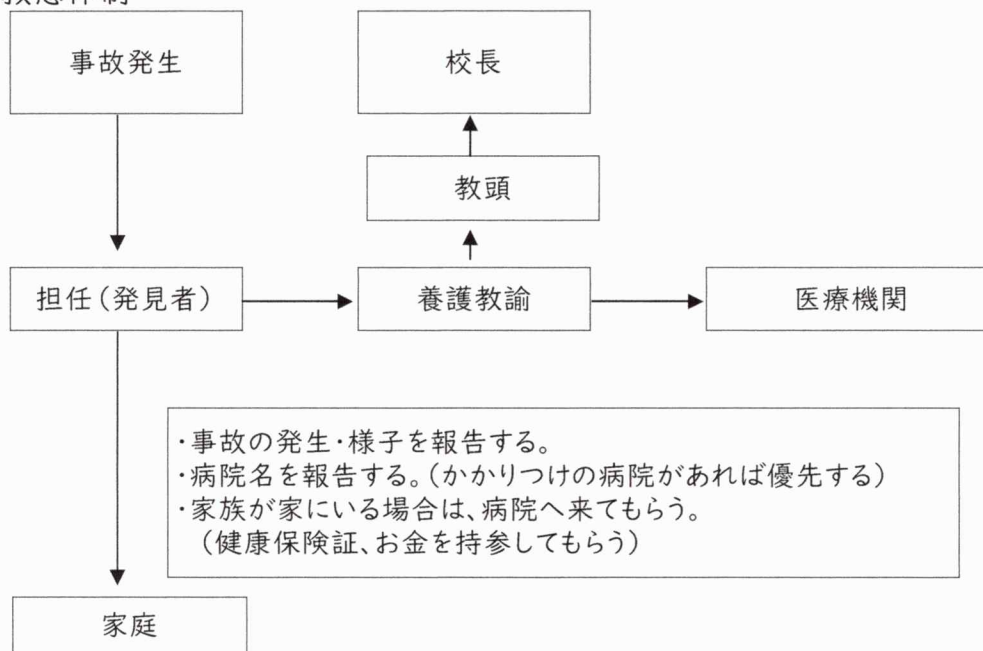
- ①放送の指示をよく聞くこと。
- ②冷静に行動すること。

◎非常時における緊急連絡体制



事故発生時の処置

(1) 救急体制



※1. 家族が不在の場合は、健康管理個人票(保健室管理)のコピーを持参する。

※2. 程度の大きい事故、首から上のけがの場合は市教委へ報告する。(校長または教頭)

(2) 病院の確認

- ・学校名と事故の概要を説明し、診察の可否を確かめる。
- ・学校がよく使用する病院

外科	吉田病院、桐野整形外科、寝屋川生野病院、香里ヶ丘有恵会病院、東香里病院
眼科	きぬがわ眼科、水野眼科

(3) 病院へ搬送

- ・原則としてタクシーを利用する。

※タクシーチケットを利用できる会社

トンボタクシー=(844)0818、第一タクシー=(844)7777

日本タクシー=(827)5151

チケットを使用した場合は、搬送報告書を市教委に提出しなければならないので、必ず養護教諭に使用した旨を伝え、搬送報告書に記入する。

(4) 災害共済給付について

※日本スポーツ振興センターについて

振興センターの災害給付とは、掛金(保護者負担金460円)により学校園で起きたけがなどで、生徒が医療を受けたとき、災害給付としてその医療費の4割が給付される制度。

※給付対象

- ・学校にいる間に起きたけが
- ・学校で決めた通学方法での登下校中のけが(交通事故の場合は別)
- ・学校で計画した校外行事でのけが

※災害共済給付の手続きについて

- ・災害報告書の原本・・・担任、授業担当教師、部活動顧問が記入
- ・『医療等の状況』の用紙・・・保護者が医療機関で記入してもらってくる。

本校の門扉警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

（１）原則として朝の開門は７時００分。

（２）生徒は正門・東門（以下、両門）から登校できる。

ただし、登校時刻等について、次の点を指導する。

＊ 通常の授業時は、８時００分～８時２５分の間に登校すること。

＊ 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。

＊ 遅刻の生徒は直接教室に行かず、登校後すぐ職員室に来ること。

（３）正門指導（８時１５分～８時２５分）

＊ 両門で児童の登校を見守る。（教職員から挨拶・声かけをすること。）

＊ ８時３０分に閉門。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

（１）両門ともに閉門した状態とする。

（２）保護者は来校の際、来校証を首から下げることが義務付け

（３）その他の来校者は、職員玄関通過後、職員室に来室するよう依頼する。

※ 来校者用に対しては、正門横及び職員玄関に案内の為の掲示あり

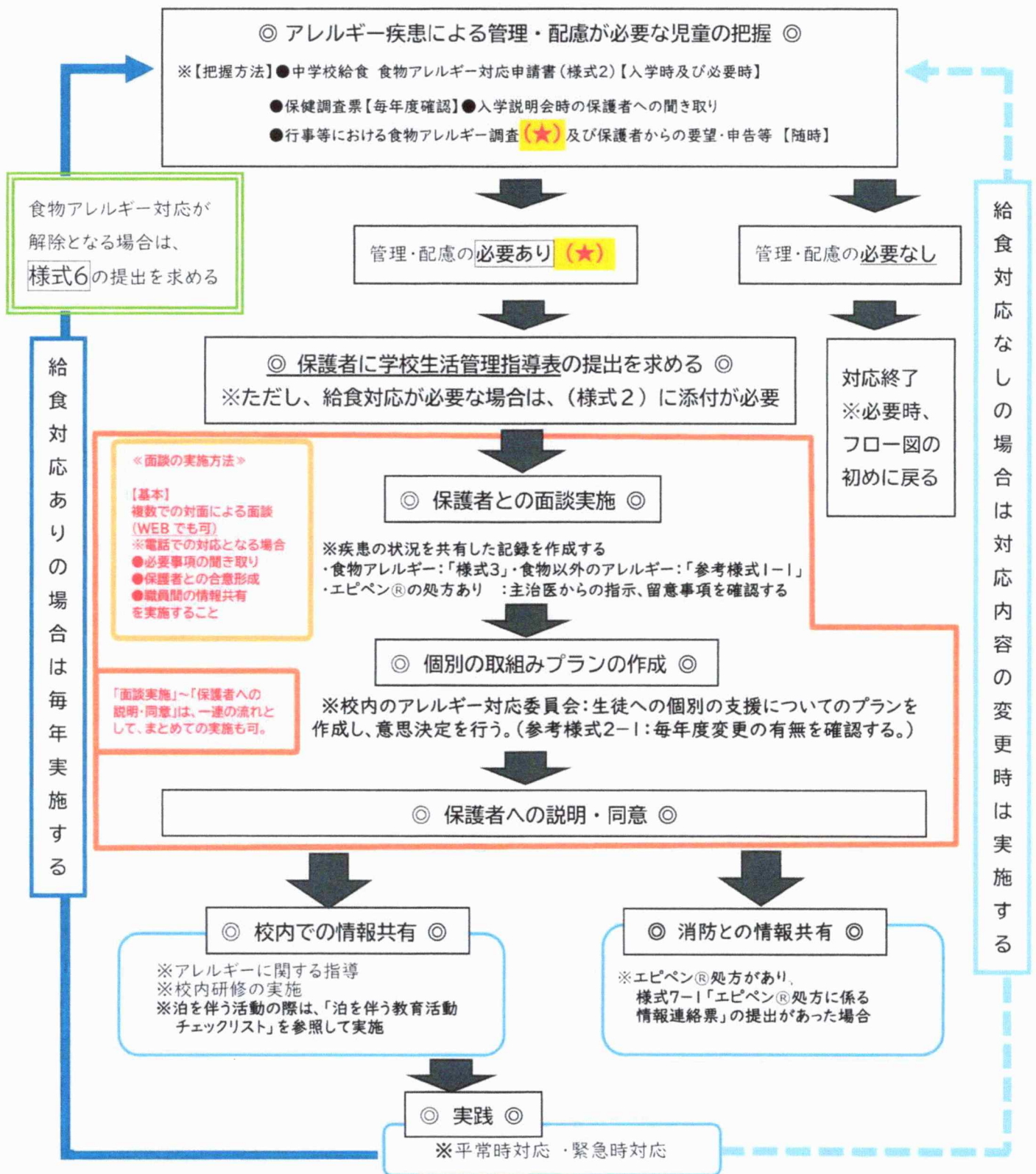
3 下校時、放課後

（１）下校の際も、両門から下校できる。

（２）来校者については、授業時と同様。

（３）施設開放事業等の関係上、先に正門を施錠し、最後に東門を施錠する。

中学校におけるアレルギー疾患対応のフロー図（モデル例）



（★） 日常的な管理・配慮が不要であって、学校行事等の際のみ必要な場合は、その都度「必要あり」として対応する。

※特にアレルギー疾患以外の理由で給食において管理・配慮が必要な生徒は、上記フロー図に準じた対応を行う。

その際、保護者に「診断書」またはそれぞれの疾患等の「学校生活管理指導表」等の提出を求めたうえで、個別の対応プランを作成し、意思決定を行う。

●緊急時対応の教職員の役割分担

校長は緊急時に即座に状況を把握し、各教職員が具体的に何をするのか決め、迅速に対応を決定します。

役割分担	教職員	主な役割
管理・監督者 (リーダー)	校長等 (到着するまでは 第一発見者)	・教職員への対応の指示・判断(救急車要請等) ・エピペン[®]の使用または介助 ・心肺蘇生やAEDの使用 ・教育委員会への報告
発見者(観察)	養護教諭 学級担任 (第一発見者)等	・症状の観察、緊急性の判断 ・該当児童生徒等に声をかけ続ける ・投薬の指示や処置(エピペン[®]使用を含む) ・心肺蘇生やAEDの使用
連絡	その他の教職員 学級担任等	・救急車の要請(119番通報) ・管理職、養護教諭、その他の教職員を集める ・保護者への連絡 ・主治医、緊急医療機関への連絡
準備	その他の教職員	・緊急時マニュアル、学校生活管理指導表の準備 ・緊急時薬やエピペン[®]、AEDの準備 ・観察役の補助
記録	その他の教職員	・経過の記録
その他	その他の教職員	・周囲の児童生徒等への対応 ・救急車の誘導

学校でのアドレナリン注射薬（以下、「エピペン®」）の取り扱いについて

学 校 支 援 課

1. 学校の役割

（1）保護者との連携

学校は、保護者からの申し出等により幼児児童生徒（以下、「当該児」という）が医師からエピペン®を処方されていることを認知した場合、速やかに保護者との面談を実施し、学校での保管場所や連絡体制を決定するなどエピペン®の使用が適切になされるよう連携を行うものとする。また、当該児の主治医からエピペン®使用における指示や留意事項を聞き取り、対応内容を確認すること。

（2）教職員研修

校長は、教職員に対して当該児の疾患状況とその対応方法について周知し共有を図るとともに、エピペン®を注射するタイミングや方法、救急搬送要請、緊急連絡の手順等についてシミュレーションを行うなど定期的に研修、訓練を実施する。

（3）関係書類の作成・提出

校長は、当該児のアナフィラキシー症状の発症時の救急搬送を速やかに行うため、保護者の同意を得て当該児の疾患情報を記した「エピペン®処方に係る情報連絡票」を、学校支援課を通じて所轄消防署に提出するものとする。

（4）緊急時の対応

当該児がアナフィラキシーショックを発症した場合、教職員は「アレルギー緊急対応マニュアル」、「学校生活管理指導表」にしたがって、以下のとおり、役割分担を行い速やかに対応する。

- ①当該児の症状を確認し、エピペン®注射が必要な場合は遅滞なく注射する。
- ②救急搬送の要請を行い、当該児が「エピペン®処方に係る情報連絡票」を提出している者であることを通知する。
- ③保護者への連絡を行い、症状、エピペン®注射・救急搬送の有無などの情報を伝える。

2. 学校支援課の役割

（1）学校の支援

学校支援課は、学校の取り組みを支援するとともに、アレルギー疾患に関する情報を収集し、学校に提供する。

（2）関係機関との連携

学校支援課長は、学校から提出された「エピペン®処方に係る情報連絡票」の記載事項を確認し、当該校の所轄消防署に提出するものとする。

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

文部科学省
公益財団法人日本学校保健会

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- 「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表(医師の診断)」活用の徹底

2 日常の取組と事故予防

- 学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- 組織対応による事故予防

3 緊急時の対応

- 研修会・訓練等の実施、体制の整備



学校生活管理指導表(医師の診断)

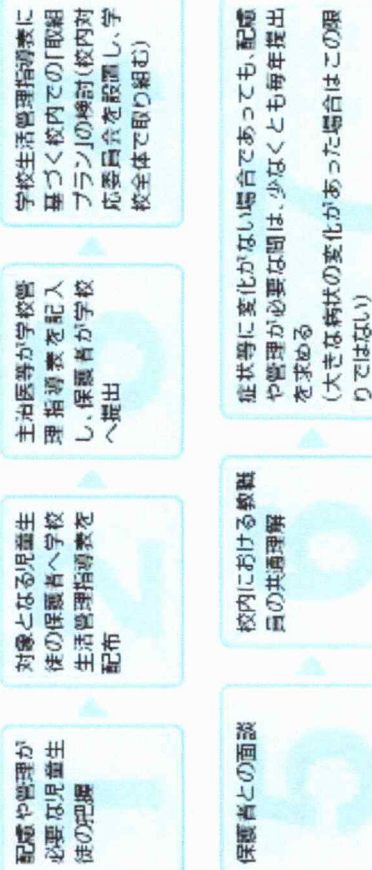
項目	内容
1. アレルギー疾患の診断	アレルギー疾患の種類、診断の医師、診断の年月日
2. 学校生活上の留意点	アレルギー疾患の発症時の症状、アレルギー疾患の発症時の対応、アレルギー疾患の発症時の連絡先
3. 学校生活管理指導表の活用	学校生活管理指導表の活用方法、学校生活管理指導表の活用場所

- 情報は教職員全員で共有
- 日常の取組、緊急時の対応に活用
- 医師の診断に基づき、保護者と学校の共通理解の得られた取組の推進

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

学校における配慮や管理が必要な児童生徒：学校生活管理指導表対象者

取組実践までの流れ



2 日常の取組と事故予防(学校生活上の留意点)

ガイドライン記載	気候支援ん巻	アトピー性皮膚炎	食物アレルギー アナフィラキシー
P30～P36	P44～P49	P69～P79	

学校での活動

活動との関係	アレルギー疾患である場合には避ける	アレルギー疾患である場合には避ける	アレルギー疾患である場合には避ける
運動との関係	避ける	避ける	避ける
ホコリ等の舞う環境での活動	避ける	避ける	避ける
長時間の校外下での屋外活動	避ける	避ける	避ける
運動(体育・部活動等)	運動時対策	汗対策	運動時対策
プール指導	運動時対策	運動時対策	運動時対策
給食	給食	給食	給食
食物・食料を扱う活動	給食	給食	給食
宿泊を伴う校外活動	宿泊先での環境整備	宿泊先での環境整備	宿泊先での環境整備

※給食については、平成28年作成「学校給食における食物アレルギー対応」文部科学省が所管

E 緊急時の対応

発見者＝観察者

子供から離れず観察
助けを呼ぶ
緊急性の判断
エビペン®、AEDの
指示

アレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、
呼吸がなければ心肺蘇生

チームワークが大切

準備

- ☐ 緊急時の対応の準備
- ☐ エビペン®の準備
- ☐ AEDの準備

連絡

- ☐ 救急車の要請
- ☐ 管理職を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡

記録

- ☐ 観察の開始時間
- ☐ エビペン®を使用した時間
- ☐ 5分ごとの症状
- ☐ 内服薬を飲んだ時間

その他

- ☐ ほかの子供への対応
- ☐ 救急車の誘導

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくい
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 大が吠えるようなせき
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強いせき込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- ☐ 我慢できない腹痛
- ☐ 繰り返し吐き続ける



これらの症状が
一つでもあれば

○救急車を要請(119番通報)

○ただちにエビペン®を使用

○反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → AEDの使用

○その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



吐き気、おう吐がある場合



呼吸が苦しくあお向けにならない場合



○その場で救急隊を待つ

エビペン®の使い方

① ケースから取り出す



② 利き手でグーで握る



③ 青い安全キャップを外す



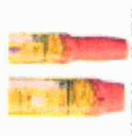
④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで
押し当て、五秒数える



本人が注射できない場合
衣類の上からも
打つことができる
ボケツタの中身を確認



⑤ オレンジ色のニードルカバー
がのびていることを確認する



使用前 使用後

アレルギー緊急対応マニュアル

アナフィラキシーを発症した!

学校支援課

対応の流れ

- 発見者
- ① 発症者から離れない
 - ② 助けを呼ぶ
 - ③ エピペン®と内服薬、AEDを持ってくるよう指示

A 「学校での役割分担」へ

緊急状況があるか?
5分以内に判断を下す!

B1 「緊急性の判断」へ

ある

ない

B2 「緊急対応をする」へ

- ただちにエピペン®注射
- 救急車を呼ぶ(119番通報)
- 安静を保つ
- 可能なら内服薬を飲ませる

C 「エピペン®使い方」へ

- 必要があれば内服薬を飲ませる
- 保健室へ移動する
- 悪化がないか、5分おきに症状をチェックする

ある

心肺機能に異常はないか?

ない

・心肺蘇生を行う

・症状チェックしながら救急車を待つ

・随時、容態や対応の記録をとる

A 学校での役割分担

◎各配置人数に応じて各々の役割を確認し、シミュレーションをしておくこと

管理職 (観察と応援要請)

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認及び指示
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用
- ☐ 児童生徒支援課に一報 (随時、報告を入れる)

発見者 (観察と応援要請)

- ☐ 発症者から離れずに容態を観察する
- ☐ 助けを呼ぶ
- ☐ 他の教職員に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン®の使用又は介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

(準備)

- ☐ 「アレルギー緊急対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン®の使用又は介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

(連絡)

- ☐ 救急車を要請する
(119番通報)
- ☐ 管理職等への連絡
- ☐ 保護者に連絡する
- ☐ さらに人を集めて、記録やその他の応援を依頼する

(記録)

- ☐ 観察開始の時刻を記録
- ☐ 救急車要請の時刻を記録
- ☐ エピペン®使用時刻を記録
- ☐ 内服薬服用の時刻を記録
- ☐ 5分おきに容態を記録

(その他)

- ☐ 他の児童生徒への対応
- ☐ 救急車の誘導

B 緊急性の判断と対応

◎ アナフィラキシー症状を発見したら、**5分以内に判断を下す**

◎ 対応に迷ったらエピペン®を打ち、ただちに救急車を要請する

B-1 緊急性の判断

〔全身の症状〕

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈が触れにくい、または不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

〔呼吸器の症状〕

- ☐ のどや胸が締めつけられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬がほえるような咳をする
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 強い咳き込みが続く
- ☐ ゼーゼーする呼吸

〔消化器の症状〕

- ☐ がまんできない腹痛が続く
- ☐ くりかえし嘔吐する

はい

1つでも当てはまるか

いいえ

B-2 緊急対応をする!

① ただちにエピペン®を打つ

C 「エピペン®の使い方」へ

② 救急車を要請する(119番通報)

③ 足を15~30cmくらい高くして床に寝かせる

嘔吐があれば、窒息を防ぐため、身体と頭部を横に向かせる
呼吸が苦しくて横になれぬ場合は、上半身を起こして壁に寄りかかせる

④ 容態を観察しながら救急車を待つ

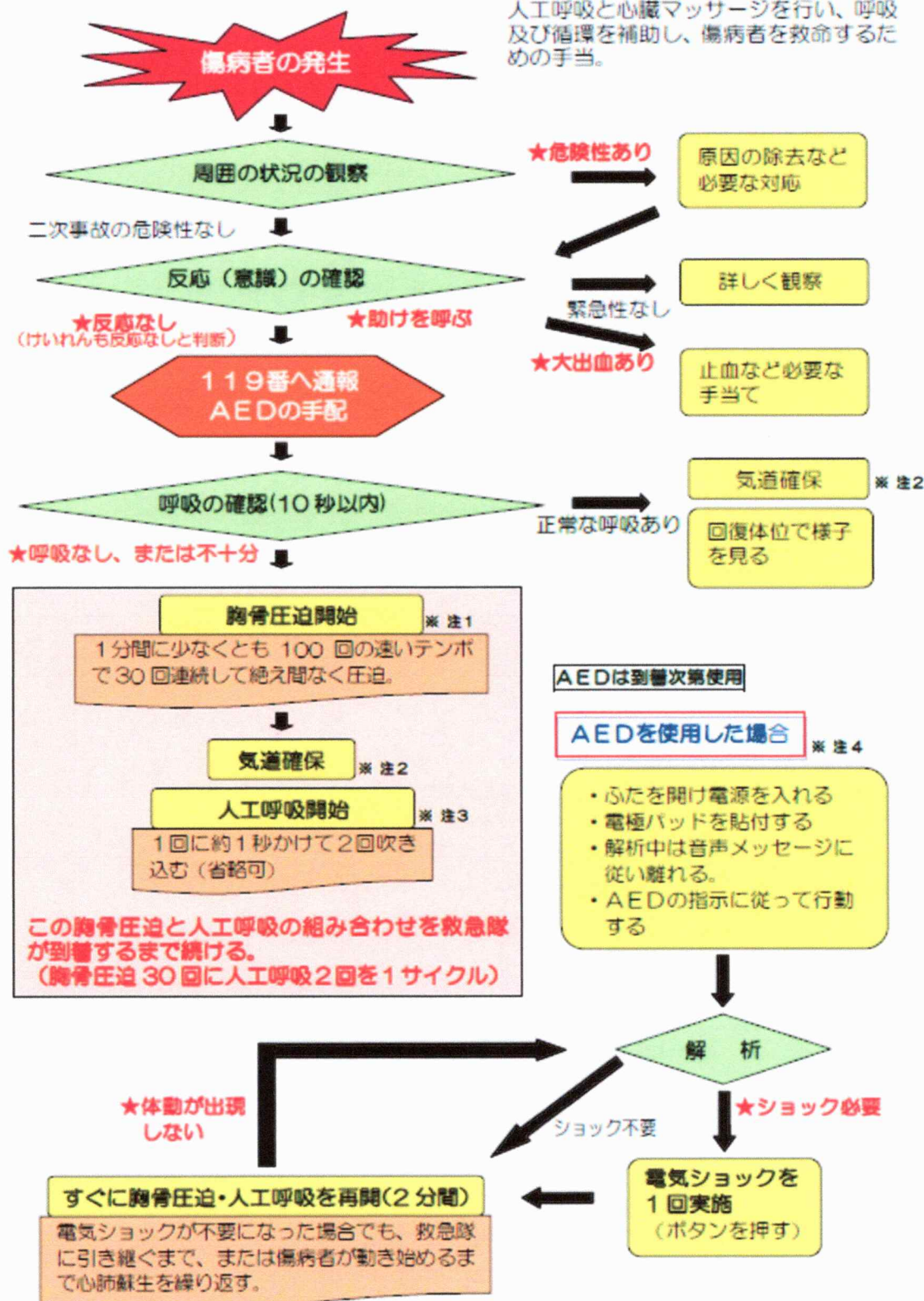
⑤ 10~15分たっても症状が変わらなければ、2本目のエピペン®を打つ(2本目がある場合)

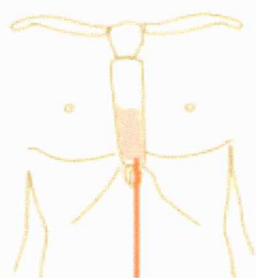
⑥ 反応も呼吸もなければ心肺蘇生を行う

- ・内服薬があれば飲ませる
- ・保健室へ移動する
- ・5分おきに容態をチェックする

救命処置の手順(心肺蘇生法とAED)

傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止もしくはこれに近い状態に陥ったときに、直ちに気道を確保し、必要に応じて人工呼吸と心臓マッサージを行い、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するための手当。

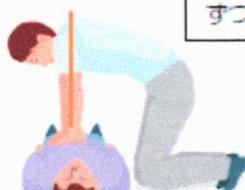




体の中心線が
圧迫部位の真上に



両肩が胸骨の真上に



注1) 胸骨圧迫

1. 左の図のように両方の乳首を結んだ線上の真ん中の圧迫部位に頭側の手のひらを置き、もう一方の手を重ねる。

2. 左下の図のようにして垂直に押す

注意事項

毎分100回の速さで30回心臓マッサージと1秒ずつ2回の人工呼吸をセットにして繰り返し実施する。

注2) 気道の確保

気道確保は、空気が肺まで楽に通るように気道のつまった状態を解除する方法。

頭部後屈あご先挙上法

1. 救助者は肘をついて、一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先にあて、下あごを押し上げるようにして、頭を後方に傾ける。
2. 額にあてた手で、頭を動かないように、しっかり押さえる。



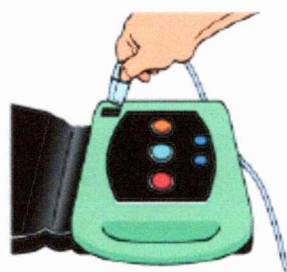
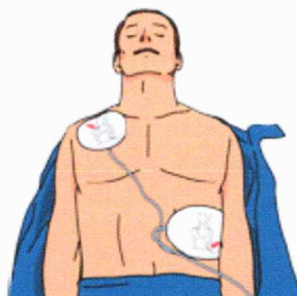
注3) 人工呼吸

1. 救助者は、気道を確保したまま、額においた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ
2. 1回当たり1秒ぐらいかけ2回傷病者の胸が軽くふくらむ程度に息を吹き込む
(吹き込み量：約10ml/体重1kg)

注4) AED (自動体外式除細動器)

Automated External Defibrillator

AED (自動体外式除細動器) とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械。AED は到着次第装着し、心電図の解析後 AED の音声案内に従って操作する。通電した場合もしない場合も、その後心肺蘇生を続ける。



Jアラート（全国瞬時警報システム）について

☆国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステム

（防災無線・携帯電話メール・コミュニティFM・CATV・MCA無線等）

- ・ゲリラ攻撃 → 警報音「ブー  
- ・緊急地震速報 → 警報音「ピロン ポローン 
- ・大津波 → 警報音「ウー  ウー  ウー 

弾道ミサイル落下時の対応について

Jアラートからのメッセージ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。」

★校舎内に生徒がいる場合 → 窓から離れさせる

※近くにミサイルが落下

1. 換気扇を止める
2. 窓を閉める
3. 目張りをして室内を密閉する

★校舎外に生徒がいる場合 → 速やかに校舎内に移動させる

※近くにミサイルが落下

1. 口と鼻をハンカチで覆う
2. 現場から離れる
3. 密閉性の高い屋内または風上へ避難する